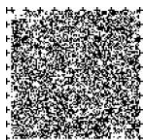
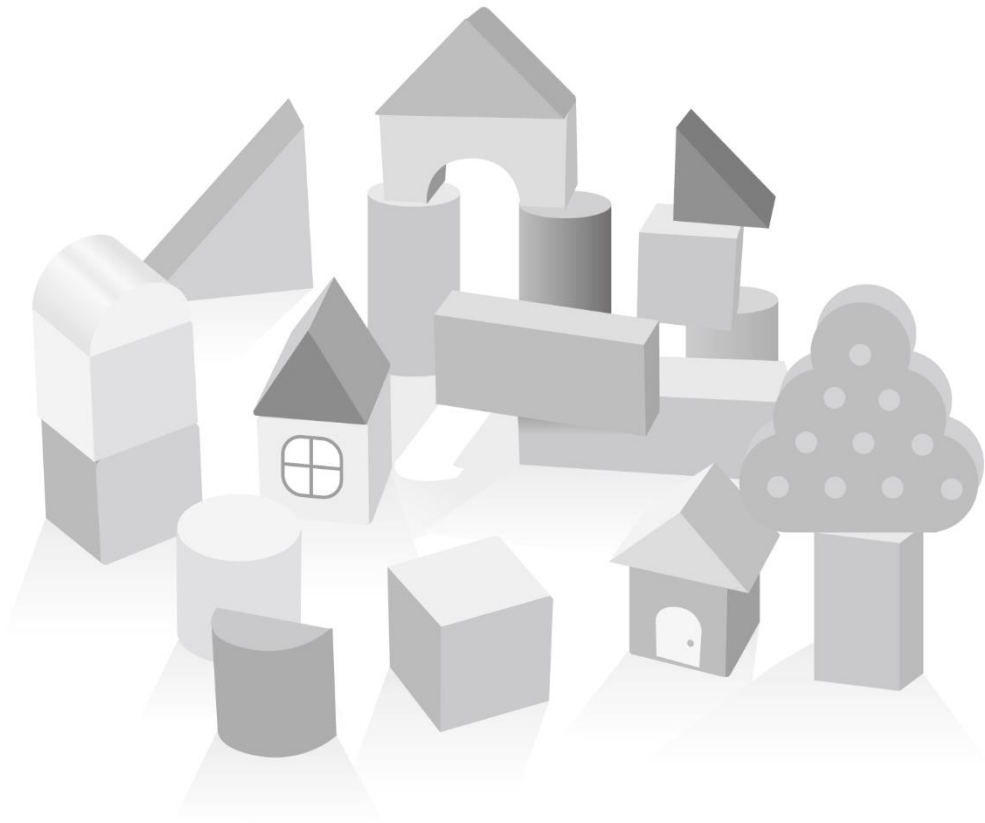




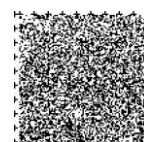
資料編





1. 計画の策定経過

	日時	項目	内容
平成30年度	平成31年 1月7日（月）～ 1月21日（月）	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施	就学前児童を持つ保護者：1,474人 小学生児童を持つ保護者：726人 配布・回収は郵送方式により実施
	平成31年 1月18日（金）	第1回 庁内子育て支援ネットワーク会議	(1) 子ども・子育て支援事業計画の平成29年度実績について (2) 子ども・子育て支援事業計画の平成30年度進捗状況について (3) 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について
	平成31年 1月30日（水）	第1回 幸手市児童福祉審議会	(1) 子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査について (2) 子ども・子育て支援事業計画の平成29年度実績について
	平成31年 2月14日（木）	第2回 庁内子育て支援ネットワーク会議	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について
	平成31年 2月28日（木）	第2回 幸手市児童福祉審議会	(1) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の集計結果について
令和元年度	令和元年 7月29日（月）	第1回 庁内子育て支援ネットワーク会議	(1) 子ども・子育て支援事業計画の平成30年度実績について (2) 子ども・子育て支援事業計画の令和元年度進捗状況について (3) 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について
	令和元年 9月24日（火）	第1回 幸手市児童福祉審議会	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) 子ども・子育て支援事業計画の平成30年度実績について
	令和元年 10月21日（月）	第2回 幸手市児童福祉審議会	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) 幼児教育・保育無償化について
	令和元年 12月6日（金）～ 令和2年 1月7日（火）	パブリックコメントの実施	第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）の意見募集 閲覧場所：市役所（総合案内）、ウェルス幸手（こども支援課）、各公民館、市ホームページ
	令和2年 1月16日（木）	第3回 幸手市児童福祉審議会	(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画策定の答申について





2. 幸手市児童福祉審議会条例

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するため、及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、幸手市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平25条例34・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する必要な事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(平25条例34・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 小・中学校の長
- (3) 児童福祉事業に関係する者
- (4) 児童福祉に関する知識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

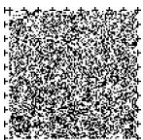
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部こども支援課において処理する。

(平17条例2・平17条例30・一部改正)





(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月23日条例第2号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

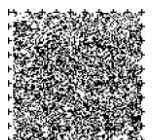
附 則(平成17年12月27日条例第30号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月21日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

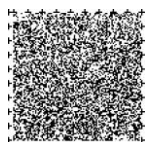




3. 幸手市児童福祉審議会委員委嘱者

	職名	氏名	備考
1	幸手市民生委員・児童委員協議会	吉川 一男◎	1号委員 民生委員・児童委員
2	幸手市主任児童委員	稲垣 仁美○	1号委員 民生委員・児童委員
3	幸手市小中学校長会	長谷川 守	2号委員 小・中学校の長
4	社会福祉法人天神福祉会 てんじん保育園	板橋 幸子	3号委員 児童福祉事業に関係する者
5	幸手市学童保育連絡協議会	三上 真由美	3号委員 児童福祉事業に関係する者
6	幸手市私立幼稚園協会	木田 直秀	3号委員 児童福祉事業に関係する者
7	幸手子育て支援ねっとわーく会議	松下 敦子	3号委員 児童福祉事業に関係する者
8	幸手市PTA連合会	野口 隆志	3号委員 児童福祉事業に関係する者
9	日本保健医療大学	田崎 知恵子	4号委員 児童福祉に関する知識経験を有する者
10	埼玉県 越谷児童相談所	篠崎 誠	4号委員 児童福祉に関する知識経験を有する者

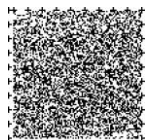
◎：会長 ○：会長代理



第2期

幸手市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月
発行者 幸手市健康福祉部 こども支援課
〒340-0152
埼玉県幸手市天神島1030-1
電 話 0480-42-8454
F A X 0480-42-2130





第2期幸手市子ども・子育て
支援事業計画